

五所川原市
新型コロナワクチン追加接種に係る
予防接種実施計画書

2021年（令和3年）11月26日
五所川原市新型コロナワクチン接種対策室
（五所川原市民生部健康推進課）

目次

第1 総則	1
1 計画の目的	1
2 基本方針等	1
3 実施主体	2
第2 接種対象者	3
1 対象者の範囲	3
2 接種実施に注意を要する者	3
第3 接種予約	4
1 接種対象者への通知	4
2 集団接種に係る予約	4
3 個別接種に係る予約	4
第4 集団接種	5
1 医療従事者等の体制確保	5
2 接種ユニットの設定	5
3 接種手順	5
4 会場設営	6
5 接種時間	7
6 接種会場	7
7 効率的な接種方法	7
8 接種スケジュール	7
9 移動手段の確保	7
10 身体の不自由な方への対応	8
第5 個別接種	9
1 個別接種の取扱い	9
第6 高齢者施設	10
1 基本的事項	10
2 接種方法及び優先順位の決定	10
第7 ワクチンの分配・移送・管理	11
1 ワクチンの配分	11
2 ワクチンの管理	11
3 ワクチン配分方針	12
第8 事業管理に係る事項	13
1 接種機会の確保	13
2 健康被害	13
3 周知啓発	13
4 災害対策	13
5 予算	13

第 1 総則

1 計画の目的

この計画は、市民への新型コロナワクチン追加接種を実施するにあたり、円滑かつ適切な運営を行うため、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に基づき、基本的事項を明確にすることを目的とします。

詳細の実施日時、会場運営等については、接種対象者の状況、ワクチン供給量等の状況を踏まえ決定することとします。

2 基本方針等

(1) 背景と基本的な考え方

現在、国内でのワクチン接種が進み、本市においても85%超の方が接種を行い、感染拡大が防がれている状況にあります。

しかしながら、諸外国において、2回ワクチンを接種した場合であっても、時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫原性が低下することが報告されており、一部の国においては、2回のワクチンを接種後、一定の間隔をおいて、追加接種を実施する方針が打ち出されています。

そういった中、令和3年11月16日に「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」が公布されるなど、関係法令等が改正され、令和3年12月1日からの追加接種（3回目接種）の開始が決定されました。

本市においても、安全かつ円滑に追加接種（3回目接種）を実施するため「新型コロナワクチン追加接種に係る予防接種実施計画書」を策定するものです。

なお、本計画は現時点の内容であり、今後の国・県の方針やワクチンの薬事承認・供給の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

(2) 基本方針

基本方針は、次のとおりとします。

ア 地域医師会等との連携・協力

一般社団法人西北五医師会等との連携・協力のもと、医療提供体制の確保と集団免疫の獲得に向けて取り組みます。

イ 分かりやすい情報提供

市民には、正確かつ分かりやすい情報提供に努めます。

ウ 多様な接種機会の確保

集団接種と個別接種の接種体制を構築し、多様な接種機会の確保に努めます。

3 実施主体

実施主体は五所川原市（以下「市」という。）とします。市は、国、青森県、一般社団法人西北五医師会その他の関係団体の協力を得ながら、接種を実施します。

第 2 接種対象者

1 対象者の範囲

対象者は、2回目接種終了後8か月以上経過し、市の住民基本台帳に登録されている者または高齢者施設入居者等、都合により市において接種を希望する者としてします。

2 接種実施に注意を要する者

アレルギーを有する者や接種時に座位が保持できない者等への接種には安全の配慮に努め、本人の意思確認を十分に行った上で接種することとし、接種後の状態観察についても特に注意することとします。

また、ワクチンの種類によっても対応事項が異なることを想定し、薬事承認における特定の背景を有する者等に関する注意事項、予診票に記載のある注意事項に対応することとします。

第3 接種予約

1 接種対象者への通知

接種対象者への通知は、接種券等の郵送によるものとします。通知時期は、国のスケジュールに基づくものとしますが、医師等の体制確保、ワクチン配分数等に鑑み、順次送付することとします。

2 集団接種に係る予約

市コールセンターへの電話、FAX（手話通訳や要約筆記者による支援が必要な方に限る）又はインターネットにより行うこととします。予約は、接種券番号及び生年月日により本人確認を行うことを原則とします。接種券番号が不明な者に対しては、次のとおり取り扱います。

（1）市の住民基本台帳に登録がない者

住所地の自治体が発行する接種券を所持している場合は、当該接種券での接種を行うため、住所地外接種届を市に提出し、住所地外接種届出済証が送付された後に、改めて電話、FAX又はインターネットにより予約を行うこととします。

（2）接種券を紛失した者

接種券の再発行後に接種予約を行うこととし、住所、氏名、生年月日をコールセンターで聴取することにより、再発行を行うこととします。

（3）通知が未達の者

転入等により通知されていない者については、住所、氏名、生年月日をコールセンターで聴取し、状況に応じ通知した上で、通知到達後に接種予約を行うこととします。

3 個別接種に係る予約

コールセンターへの電話、FAX又はインターネットにより行うことを基本とし、実施医療機関と調整して柔軟に対応するものとします。予約は、接種券番号及び生年月日により本人確認を行うことを原則とします。

第4 集団接種

1 医療従事者等の体制確保

一般社団法人西北五医師会等を中心に医師、看護師の確保について調整し、安定的な接種体制の確保に努めます。

2 接種ユニットの設定

接種に当たっての最小単位を班とします。

1班は、最大で1時間当たり40人、1日当たり最大160人の接種とし、1接種会場あたり2班又は3班での接種を実施します。

(3班設定時の構成員)

医師(3人)、看護師(6人)、市保健師もしくは市看護師(5人程度)、事務員(5人)、会場誘導員等(7人)

3 接種手順

(1) 受付(事務員)

受付(接種券や予約状況)を行います。

(2) 予診票確認(事務員、保健師もしくは看護師)

本人確認書類との照合、検温及び予診票記入内容の確認をし、予診時に必要な詳細な情報がある場合は事前に確認します。

(3) 予診(医師)

予診票の確認、問診を行います。

(4) 接種(看護師)

ワクチンの接種を行います。

(5) 接種済証発行(事務員)

接種済証への記入、ロットシール貼付け、接種済証の交付を行います。

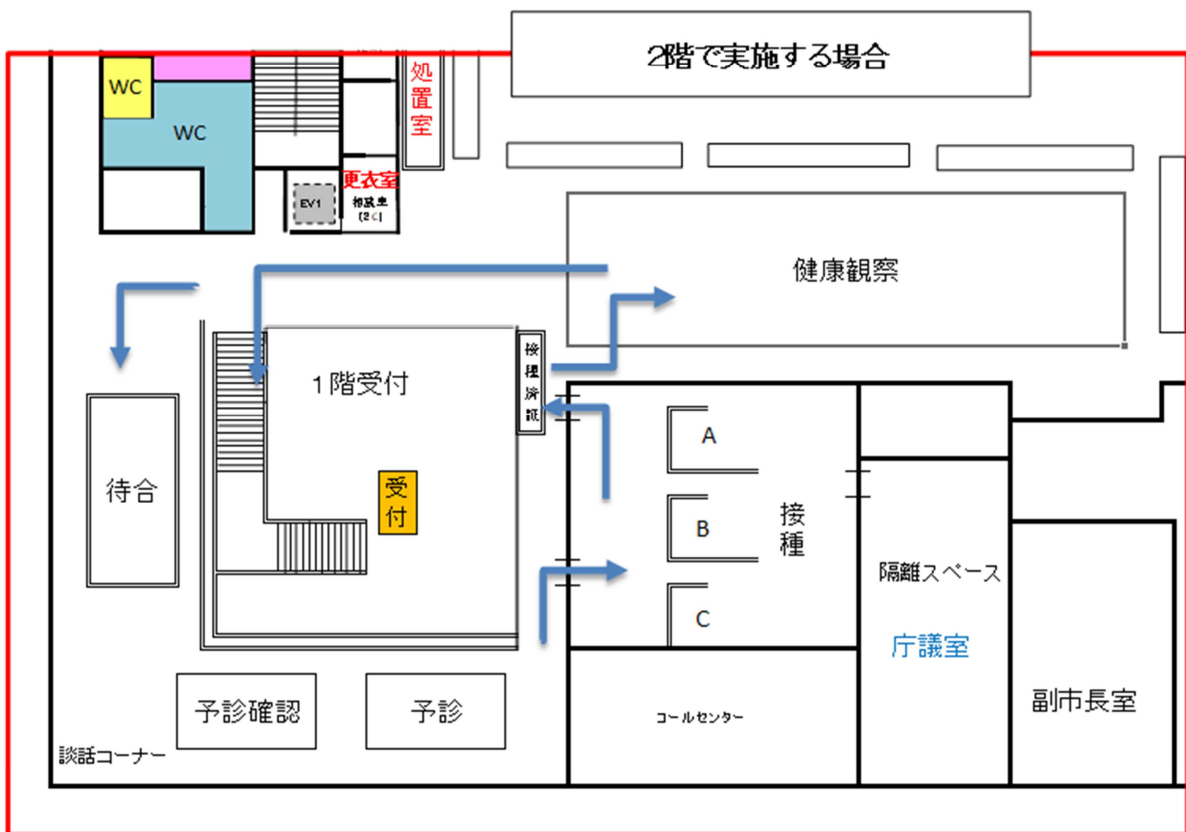
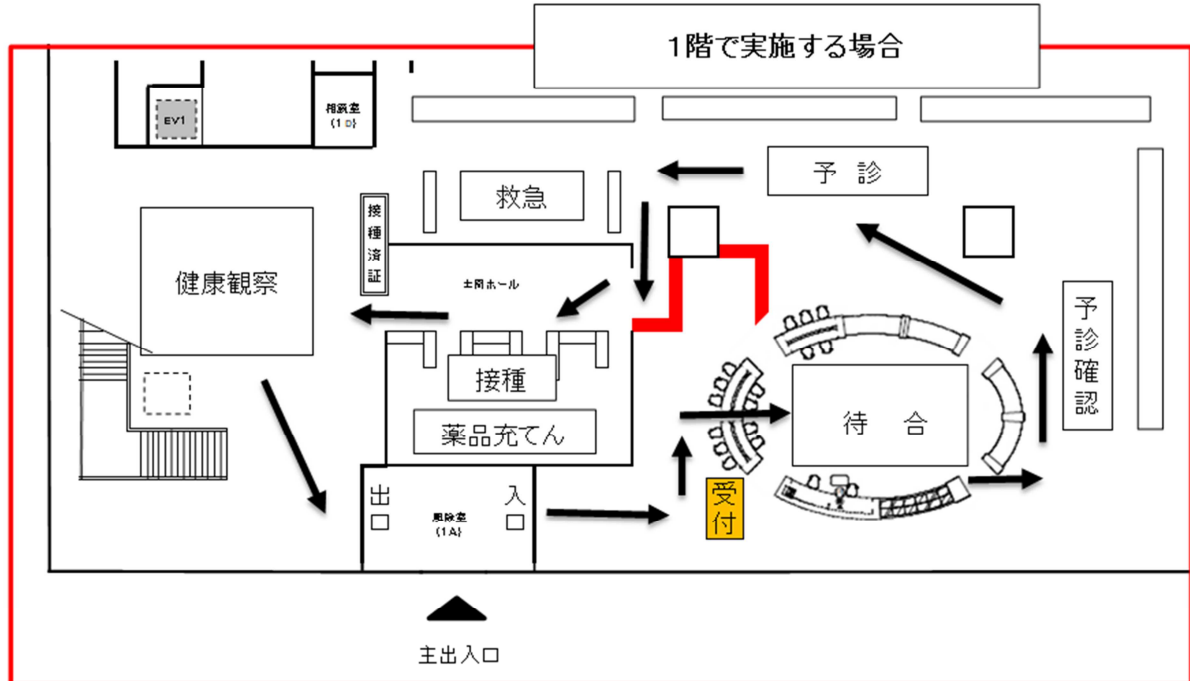
(6) 状態観察(保健師もしくは看護師)

接種後の被接種者の状態を15分～30分程度確認します。アナフィラキシー等の疑いがある場合は医師に連絡します。

4 会場設営

設営図（案）は、次のとおりです。

<五所川原市役所 会場設営図>



5 接種時間

接種時間は、土曜（14時から18時）、日曜日（10時から13時、14時から17時とします。

6 接種会場

集団接種の接種会場は、「五所川原市役所」とします。

7 効率的な接種方法

当日の予約取消等が発生しワクチンに残余が生じた場合は、余剰ワクチン接種希望者登録等により接種者を決定し接種するものとします。

8 接種スケジュール

(1) 市の追加接種に係る接種スケジュールは、下表のとおりとします。

〈五所川原市新型コロナワクチン追加接種スケジュール表〉

区分	主な接種会場	3回目接種時期															
		令和3年						令和4年									
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月							
2回目接種時期	8か月に到達する主な対象者																
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
令和3年	4月	医療機関等従事者	各医療機関個別接種	送付	→	550人											
	5月	医療機関等従事者 高齢者施設入所者等	各医療機関個別接種、施設		送付	→	1,050人										
	6月	65歳以上の高齢者	集団接種個別接種			送付	→	6,450人									
	7月	基礎疾患を有する方 (市で把握していた方)				送付	→	10,300人									
	8月	基礎疾患を有する方 (60歳以上)		住民が主な接種者			送付	→	6,100人								
	9月	基礎疾患を有する方(59歳以下) 50歳以上の一般の方					送付	→	5,650人								
	10月	49歳以下の一般の方					送付	→	9,900人								
	11月							送付	→	3,750人							

(2) 接種日時等

集団接種を実施する接種日時等については、接種券等の送付時に通知するほか、市ホームページ、広報誌等でも周知します。

9 移動手段の確保

高齢者等の移動手段を確保するため、公共交通が整備されている場所を中心とした会場設置のほか、接種会場までの移動手段がない地域については、無料送迎バスを運行し移動手段を確保します。バス利用の予約は、接種予約と同時にコールセンターへ申し出ることとし、停留場所や乗車時刻については、予約時にお知らせするほか、市ホームページにも掲載します。

10 身体の不自由な方への対応

(1) ろうあ者への対応

通話や対話による意思疎通が困難な方への対応として、一部の会場に「手話通訳者」や「要約筆記者」を配置します。利用を希望する場合は、接種予約と同時にコールセンターへ申し出ることとします。

(2) 自力歩行等が困難な方への対応

集団接種会場には車イスを配備します。また、介添えが必要な場合は、会場誘導員等に申し出ることと、適宜対応することとします。

第5 個別接種

1 個別接種の取扱い

(1) 基本的事項

個別接種の要員、会場、手順、時間等については、他の予防接種に準じて、各医療機関と調整して決定します。

(2) 接種予約

接種予約については、「第3 接種予約」に記載する内容によります。

(3) 接種規模

医療機関の実施体制に応じて調整し、残余を生じないこととします。

(4) 接種スケジュール

ワクチンの配分量など接種体制が整い次第、市民へ周知します。

第6 高齢者施設

1 基本的事項

高齢者施設については、平時の定期予防接種での対応状況を踏まえ、次の方法から選択することとします。

- ①嘱託医（協力医）による施設内接種
- ②集団接種、個別接種の各会場での接種

2 接種方法

接種方法については、各施設の意向を踏まえ、介護保険制度における要介護度とワクチンの供給量を勘案して決定します。

(1) 要介護度3～5の高齢者が入居している施設【施設内で接種】

- ＜内訳＞介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護老人保健施設（老人保健施設）

(2) 要介護度3～5の高齢者が入居している施設【施設内で接種】

- ＜内訳＞地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）
介護療養型医療施設（療養型病床群等）
介護医療院

(3) 要支援又は要介護1以上の方が利用し、及び生活している施設

【集団接種・個別接種で対応※】

- ＜内訳＞認知症高齢者グループホーム
特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）
養護老人ホーム

※高齢者向けの集団接種・個別接種での対応としますが、一般高齢者と区別して優先接種日を設けます。

(4) 上記以外の高齢者施設【集団接種・個別接種で対応】

入所系以外の施設については、基本的に一般の高齢者と同様に、集団接種・個別接種での実施とします。

第7 ワクチンの配分・移送・管理

1 ワクチンの配分

(1) 実施主体

市が実施します。

(2) 移送予定

1 サテライト型接種施設（医療機関）につき週1回程度とし、医療機関ごとに決定します。

2 ワクチンの管理

(1) 移送管理

ワクチンの流通については、超低温冷凍庫（以下「ディープフリーザー」という。）を有する基本型接種施設を拠点とし、集団接種会場、医療機関に保冷バッグにより移送することとします。

(2) 需給・システム管理等

県からの配分に基づき、市が医療機関ごとの予約数又は基本接種回数に応じて配分します。

ア 発注管理

市は、ワクチンの必要量を集計し、基本型接種施設への供給必要量を発注します。

ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）の入力は、市が行います。

医療機関は、市からの配分に応じた接種を行います。

イ 実績管理

集団接種における接種実績については、市がワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）へ入力し、接種台帳に反映します。

個別接種における接種実績については、各医療機関がVRSへ入力し、接種台帳に反映します。

3 ワクチン配分方針

ワクチンの配分・管理に当たっては、接種需要予測を行い、ワクチンが不足しないよう取り扱うとともに、過剰な在庫、不用、残余を生じないように対応します。

(1) 接種需要予測

接種券発送数等から接種率を算出し、常に最新の接種率を把握するとともに、次回納品時までの必要数を算出し、V-SYSに入力します。

(2) 在庫把握

各医療機関の接種実績により在庫量を把握し、残数を確認します。

(3) 配分調整

次の配分計算に基づき各接種場所に配分します。

ア 集団接種については、接種予定者数を把握・管理し移送します。

イ 高齢者施設で施設内接種を行う場合は、接種希望者数に応じたワクチンを配分します。

第8 事業管理に係る事項

1 接種機会の確保

個別接種、集団接種の合計での追加接種機会確保の目標を接種対象者の90%相当とします。

2 健康被害

予防接種の副反応による健康被害については、五所川原市附属機関に関する条例(平成17年3月28日五所川原市条例第24号)第3条及び五所川原市予防接種健康被害調査委員会要綱に基づき調査等を行います。

3 周知啓発

接種時期、接種手順及び副反応等の情報については、接種券への同封案内、広報、ホームページ等により発信します。

4 災害対策

(1) 接種時の災害対応

接種時に被災した場合の対応は、各施設管理者の指示に従います。

(2) ワクチン保管対応

ワクチンを保管するディープフリーザー等は、停電時に備え、平時から非常用電源に接続し保管します。冷蔵ワクチンの管理が困難となる場合は、保冷バッグ等に移し、一時保管を行うことを基本とします。

5 予算

五所川原市一般会計補正予算の範囲内において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱に示す国庫補助及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱に基づき事業を運営します。